

気象警報などによる非常災害時の措置について【小中学校】

R7.4 柏原市教育委員会

☆対象となる気象警報

大雨警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・特別警報 (大雨、暴風、大雪、暴風雪が対象)

(上記の警報が柏原市に一つでも発令されている、または発令された時)

[注意点]

大雨警報について

「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表されます。

全て大雨警報として取り扱います。

1. 登校前の対応

午前7時の時点 (堅上小・中学校については午前6時30分時点) で、柏原市に「☆対象となる気象警報」が一つでも出ている時は、登校を見合わせ自宅待機とします。

※午前7時以降、登校のため家を出るまでに警報が発令となった場合も自宅で待機とします。

※午前10時までに対象となる警報・特別警報が発令される見込みがある場合は、登校を見合わせる場合があります。

○午前10時までに対象となる警報・特別警報がすべて解除されたときは、通学路などの安全を考慮して登校させることとします。

○午前10時の時点で、引き続き、対象となる警報・特別警報のいずれかが発令されているときは、臨時休校とします。

2. 登校後の対応

登校後に柏原市に上記の「☆対象となる気象警報」が発令された場合は、原則として通学路などの安全面を十分考慮し、下校させます。

[注意点]

大雨警報については、1~2時間で解除となる場合が相当数あるため、大雨警報の発令時刻や気象庁の発表するデータにより予想される解除時刻などを勘案して授業を継続する場合もあります。(学校において状況を判断し対応します)

下校の際の留意点

※可能な限り給食を喫食後に下校させます。

※中学校区で情報交換します。

3. その他の対応

○公共交通機関の計画運休などが発表された場合

原則として、学校と市教委が対応について協議を行い、その決定事項を保護者に周知します。

4. 学校からの連絡方法 (この項目は必要に応じ、各学校において記載して保護者に周知する)